

刑事司法の実践〔上級編〕Ⅲ

知的障害のある犯罪行為者への
支援を学ぶ研修会2022〈基礎研修会〉上級編

森久智江（立命館大学）



本講義のメニュー。

I 近時の刑事司法・少年司法制度改革の動向
とその意味

II 施設内処遇段階（刑務所、少年院等）での影響とそ
の対応

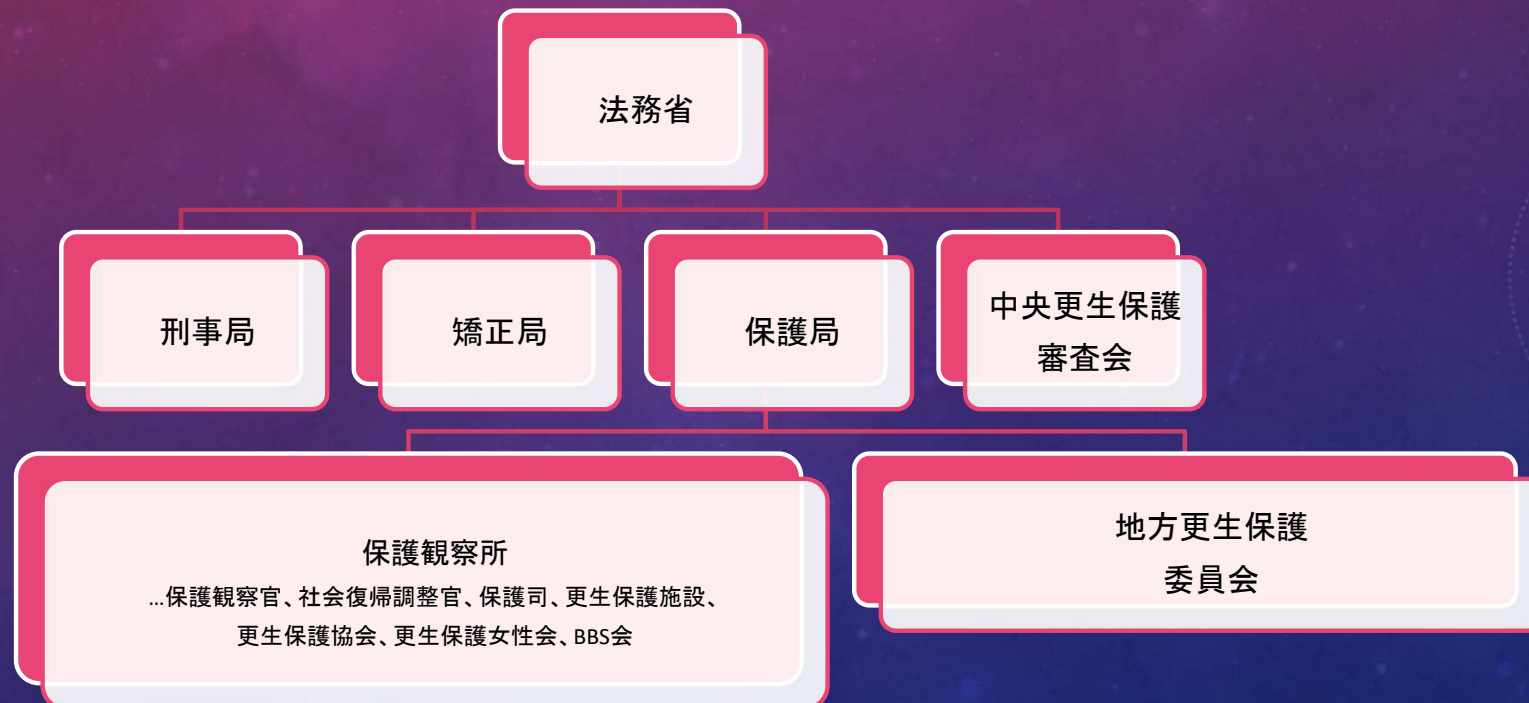
III 捜査・公判段階及び社会内処遇段階（出所・出院後、
保護観察中など）での影響とその対応 📍 イマココ！



【復習】そもそも社会内処遇とは？

—日本における更生保護

- 更生保護(広義): 犯罪・非行を行った人が、社会内において普通に生活しながら改善更生できるよう指導・援助すること。また、それを行うことによる犯罪・非行防止のための国の施策。
 - 更生保護(狭義): 保護観察中の者を対象として行う応急の救護、援護及び更生緊急保護(= 刑事上の手続により、身体の拘束を解かれた者への援助)
- 更生保護制度: 保護観察、仮釈放、更生保護事業、恩赦、犯罪予防活動など



■ 保護観察とケースワーク～保護観察の方法

- 指導監督：保護観察対象者が遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置（＝権力的・統制的作用）（57条）
- 補導援護：保護観察対象者が自立した生活を営むことが出来るようになるため、その自助の責任を踏まえつつ実施される援助（＝援助的・福祉的側面）（58条）

＝「有権的ケースワーク」、保護観察におけるダブルロール

←この相反する2つをいかに有機的・効果的に組み合わせて行うかを、現場の保護観察官を中心に模索

ex. × 保護観察中の所在不明者に対する形式的な取消

○なぜ所在不明になったのか（＝なぜ保護観察の実施者との信頼関係が切れてしまったのか）」を、自覚的に追究

👉「ケースワーク」としての本質を見失わず、監視による再犯防止ではなく、本人が自律的に社会で生活できることを支援することが、保護観察の任務であるという考え方



指導監督と遵守事項

■ 指導監督の中身

- 面接その他の方法により、保護観察者と接触を保ち、その行状を見守る
- 遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとる

→遵守事項は行為規範であり、指導監督の目標・基準

⇔違反があった場合には、仮釈放取消、刑の執行猶予取消、婦人補導院仮退院取消、少年院への戻し収容、保護観察処分少年に対する施設送致申請等の事由に

- 一般遵守事項：保護観察対象者全員が守るべき事項＝保護観察を効果的に行う枠組み
- 特別遵守事項：個々の保護観察対象者の有する問題性に応じた遵守事項

⇒遵守事項や、生活行動指針は、本人とのコミュニケーションをもとに、途中変更や廃止も可能。



2022年刑法改正の内容(侮辱罪法定刑引き上げを除く)

刑の再度執行猶予の拡大

- ◆執行猶予中の再犯に対する2年以下の拘禁刑に再度執行猶予が可能(1年以下の懲役・禁錮から拡大)
- ◆保護観察付執行猶予中の再犯に対しても再度執行猶予が可能(現行法は不可)



2022年更生保護法改正の内容(施行は3年もしくは5年以内)

保護観察処遇における専門的援助の活用

- ◆保護観察における特別遵守事項として、更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けること

満期釈放者等に対する保護観察所による新たな支援

- ◆勾留中の者に対する生活環境の調整
- ◆更生緊急保護の対象の拡大(処分保留者)
- ◆刑事施設収容中の者からの更生緊急保護の事前申出
- ◆刑執行終了者等に対する援助
- ◆更生保護に関する地域援助

再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇

- ◆保護観察期間中に再犯に及んだ事案で、直ちに実刑に処するよりも、社会内処遇を継続した方が再犯防止と改善更生に資する場合に特化した保護観察



タナカさんの場合...

もし、立件されて処分保留中に事業所から今後の通所を断られたら？

もし、仮釈放中の保護観察や、保護観察付執行猶予を受けていたとしたら？

もし、満期出所になっていたら？

- 他の事業所を探したり、事業所に通いながら何らかのプログラムを受けるための調整を実施
- 仮釈放中や執行猶予中の保護観察の特別遵守事項として、性加害に関するプログラムを民間団体や医療機関で受講
- 満期出所時、母親が身元引受人となれば、特別調整の対象等にはならないが、一方で、出所後に母親や周囲の人が何らか困って保護観察所に援助を求める可能性



保護観察処遇における専門的援助の活用 ←民間による保護観察の実施??

保護観察における特別遵守事項として

...「更生保護事業を営む者その他適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受け入れること」を設定

→遵守事項違反があれば不良措置を採る必要性

←専門的援助の実施機関にとっての負担、(権利制約としての)保護観察の担い手に?

cf. ダルク等のミーティングに与える影響

⇒「犯罪的傾向の改善」に効果があるものを「受け入れること」と「義務付ける」ことは、そもそもイコールであるべきなのか？(むしろ本人にとっては忌避的になる可能性も)



満期釈放者「等」に対する保護観察所による新たな支援

- 勾留中の者に対する生活環境の調整
- 更生緊急保護の対象の拡大(処分保留者)
- 刑事施設収容中の者からの更生緊急保護の事前申出
- 刑執行終了者等に対する援助
- 更生保護に関する地域援助(本人以外からの申出)

←かなり支援対象が刑事司法の入口・出口双方で拡大



【復習】刑事施設内での生活環境調整への関与

➤ 生活環境調整（更生保護法82条Ⅰ）

…すべての被収容者について、刑事施設入所と同時に身上調査書作成、帰住予定地の保護観察所へ送付。保護観察官・保護司が帰住予定地や引受人との面接等を通して環境調整。

←施設収容開始時から調整を開始することで、法定期間超過後に、刑事施設長による仮釈放を許すべき旨の申出にもつながる。

※この既存の生活環境調整に加えて、2009年に導入されたのが福祉的ニーズのある人に対する「一般調整」・「特別調整」制度。

※同年、刑務所SWの配置も開始。



【復習】社会内処遇における福祉的支援

- 保護観察対象者に対する「応急の救護」
- 満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対する「更生緊急保護」(期間は6か月以内)

←法律上の位置づけは異なるものの、実質的な支援内容は同様

...医療機関、福祉機関等から必要な援助が直ちに得られないために改善更生が妨げられるおそれがある場合、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を、本人の申し出に基づいて実施

☞近年、この枠組みを利用した起訴猶予者への支援や、保護観察所での「特別支援ユニット」等の「官による入口支援」が拡大

⇔福祉による支援を受けることを条件にした起訴・不起訴決定

...確かに本人が支援につながることを確保できる側面はあり

⇔一方で、「福祉を受けること」が実質的な強制へ

∴捜査機関による再起訴の余地

→却って本人の福祉に対する忌避感にもつながりうる



刑事司法機関である保護観察所は 一体どこまで支援の主役を担うのか？

刑事司法機関が一個人に対して関与できる基本的な根拠

...犯罪をした人の犯罪行為に対する責任を限度として

＝時間的・量的に限界あり

∴ 刑事司法機関による関与は権力性・強制性をともなう

cf. 対人援助にすら内在する権力性・強制性

← 本来、刑事司法に関与した人の支援＝刑事司法機関による支援である必要はない

☛ むしろ、「再犯防止」の状態でも続けることを企図するのであれば、本人が犯罪をしなくていい生活を続けていけるための支援であることが重要

→ 刑事司法機関ではない支援者との多層・多様な繋がりの必要性



再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇 ～2回目は厳しくなるのが当たり前？

保護観察期間中に再犯に及んだ事案で、直ちに実刑に処するよりも、社会内処遇を継続した方が再犯防止と改善更生に資する場合に特化した保護観察

...社会内処遇 > 施設内処遇だと思われる場合

←ではなぜ再犯に及んだのか？

× (常に) 保護観察が緩かったから

○ マッチングの問題や保護観察以外の要素の可能性

= 少なくとも、単に遵守事項を厳格化したり、保護観察所の関与を強めれば済む話ではない

👉 ケースワークのあり方を見直す必要性

...その際の刑事司法機関以外の第三の専門性の視点こそ重要



保護観察所に何をしてもらうべきか？

～優秀な後方支援に徹してもらうために

都道府県を中心に地方再犯防止推進計画策定が進行中

...各自治体の中のニーズに改めて気づいていく行政職員も

←新たな事業をおこすというよりも、もともと各自治体で行われてきた多様な取り組みをどのように横で繋げていくのか、具体的な支援を担う民間との連携をいかに行っていくのか

←対人援助職の「司法と福祉の『連携』」経験が今こそ活かされうる現状

→連携のハブとして、保護観察所に「徹底した後方支援」を求める

...市民、自治体、定着、民間団体等の多様な支援の担い手や社会と、既存の刑事司法機関を継続的に繋ぐ



だったら、タナカさんの場合...

もし、立件されて処分保留中に事業所から今後の通所を断られたら？

もし、仮釈放中の保護観察や、保護観察付執行猶予を受けていたとしたら？

もし、満期出所になっていたら？

- 他の事業所を探したり、事業所に通いながら何らかのプログラムを受けるための調整を実施

→処分保留の中、本人の行動が刑事司法機関からどう見えるのかということや、「断られた」ということよりも、本人の生活の質を自ら長期的に向上させるニーズに注目

- 仮釈放中や執行猶予中の保護観察の特別遵守事項として、性加害に関するプログラムを民間団体や医療機関で受講

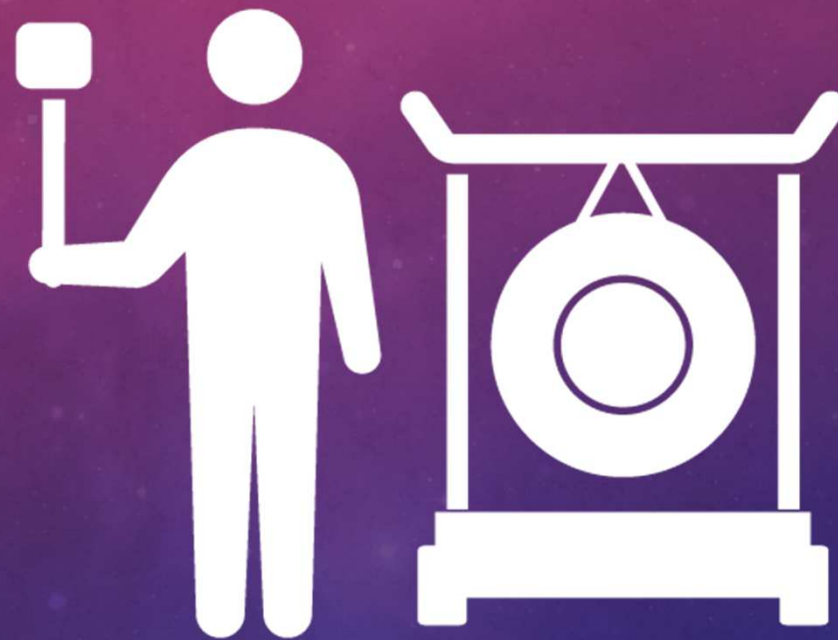
→「遵守事項」で縛るのではなく、プログラム実施主体のポリシーを曲げることなく、本人が納得して参加する、相互にとってプラスになりうる関係性の構築を目指す。

- 満期出所時、母親が身元引受人となれば、特別調整の対象等にはならないが、一方で、出所後に母親や周囲の人が何らか困って保護観察所に援助を求める可能性

→本人よりも周囲が「困っている」状態は本人によって創出されているものなのか、それを他律的にコントロールすることが最良なのか、本人はより困っていることがあるのではないかに目を向ける。



で、結局「再犯防止」って...？



• 「再犯防止」って...

どうなったら「達成」したと言えるの？

→終わりはない。刑事施設内ではもちろん、社会内でもずっと続く生活そのもの。結果ではなく状態。

• そもそも...

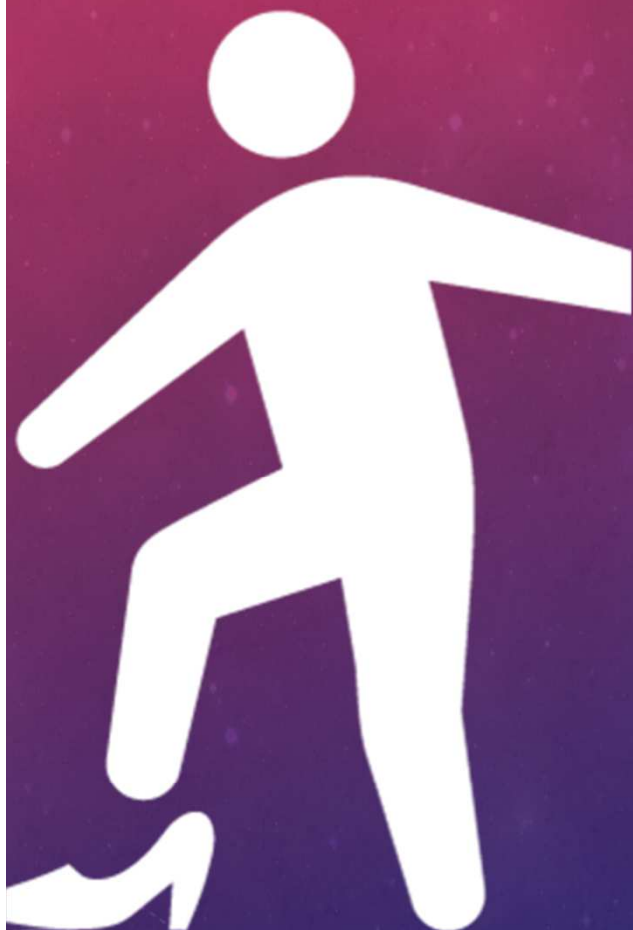
他人が目指して、「達成」させられるものなの？

→他人に「させられる」ことには限界がある。本人自らが、「犯罪をしない」ことに意識を向け続ける必要もないほど、自分を生きて、気づいたら「今日も犯罪をしていない状態」を継続できることを目指す。

• もしそうでないとすれば...

「再犯防止」に近づくために、何をどうすることが必要なの？

→本人を中心に、「事件」と「過去」から「人」と「未来」に軸足を置きつつ、刑事司法機関が繋ぐネットワークを最大限活用した支援関係を作る。



ご清聴ありがとうございました。

